

# 《研究ノート》明治初年の熊本地域における法学教育に関する一考察

— 大江義塾を中心として —

瀬戸口 龍一  
(専修大学史資料室)

はじめに

専修大学の前身である専修学校が創立された明治十三年（一八八〇）という年は、近代日本における法学教育を考えるうえで重要な年である。専修大学創立の九月に先立つ四月には、法政大学の前身である東京法学社も設立されているが、その法政大学が創立一〇〇年を記念して刊行した『法政大学百年史』<sup>1</sup>には、「明治十三年という年」という項目が設けられている。そこには、「東京法学社をはじめ、専修学校、明治大学の前身である明治法律学校の三校が、なぜ明治十三年に開校したのか、その理由を次のように述べている。

第一の理由として、刑法と刑事訴訟に関する法律である治罪法が公布（ともに施行は明治一五年）されたこと。第二に、この年の五月に代言人規則が改正され、資格を得るための試験が厳格化されたこと。第三に、官立の法学教育機関である司法省法学校（明治四年設立）や東京大学法学部（明治一〇年設立）からようやく卒業生が

輩出されたほか、欧米において法学教育を受けた人びとが帰国したことによって教員となる人材が確保されたこと。第四に、地方豪農層の生活基盤が上昇し、自由民権熱の高まりなどによって東京で法学を学ぼうとする若者が増えたこと。以上の四点を挙げている。実際にこの明治十三年を境にして、東京の地において現在の早稲田大学、中央大学、日本大学などの前身校が私立法律学校として次々と誕生していくことを鑑みれば、少なくとも、東京において明治十三年以降に設立された法律学校の設立理由の一つとしては、正鵠を得ていると言えるだろう。

しかし、先行研究が示している通り、近代における法学教育は何も明治十三年に東京で始まったわけではない。それ以前にも、また東京以外の地でも、私塾や政治結社、中学校、専門学校など、様々な形態の学校で法学教育は行われていた。

設立目的についても、例えば官立と私立では大きく異なる。官立

学校における法学教育機関の嚆矢は、前述の通り、明治四年に設置された司法省法学校（設立当初の名称は「明法寮」）と言われているが、この学校は、日本が近代国家として西欧諸国に肩を並べるために不可欠な司法制度の確立や法典制定を担う人材の育成を目的に設立された。官僚養成と言つてよい。このように法学教育に限らず、教育機関の設立目的は、時期や場所、学校形態によって大きく異なる。だからこそ各地域における個別研究が重要なのである。

そこで、本稿では、明治一五年三月から同一九年一月にかけて、徳富蘇峰が開いていた私塾・大江義塾における法学教育の意義について考えることとする。大江義塾については、花立三郎氏をはじめ、多くの先行研究があり、資料集も刊行されている<sup>4</sup>。これまで大江義塾は、徳富蘇峰が設立した「民権私塾」として、徳富蘇峰という人物の思想形成にどのような役割を果たしたのか、また自由民権運動のなかでどのように位置付けることができるのか、といった歴史学や政治学研究のなかで取り上げられてきた<sup>5</sup>。そのほか教育史のなかでは、明治一〇年代という全国的に私塾が減っていく時代において大江義塾はどのような特質を持つのか、という視点から取り上げた星野三雪氏の研究がある<sup>6</sup>。しかし、法学教育に着目した研究は管見の限り見当たらない。そこで本稿では、一地方の私塾における法学教育の実態を明らかにすることで、今後の各地域における法学教育研究の一助にしたいと考えている。

## 1. 自由民権運動が法学教育に果たした役割

大江義塾が自由民権運動の影響を大きく受けた学校であると評価されていることはすでに述べた通りである。大江義塾に限らず、明治初期に自由民権運動を担った結社が法学教育に果たした役割については、いくつかの先行研究がある。その代表的なものとして、高知の立志社がある<sup>7</sup>。

その役割の一つとしては、中村吉三郎氏<sup>8</sup>が述べたように、近代における法学教育については、司法省法学校や東京大学が行った官僚養成という上からの教育ではなく、下からの教育として「自由民権法学」があり、自由民権運動が法学教育において重要な役割を果たしたというものである。中村氏は次のように記している。

（中略）ホンモノの法学は、民衆に、法によつて自らを衛ると云う気風のみなざる土のうえにのみ育つものなので、官僚が自らの都合のためだけに移植してみたからと云つて、そう簡単に育つものではないはずである。

ホンモノの法学が、自由民権法学として自由民権運動のなかから生れたと云うのも不思議はない

つまり、自由民権法学こそが、本物の法学教育という評価であるが、この評価は、基本的に自由民権運動が法学に限らず、様々な分野の教育に果たした役割として、後の研究にも引き継がれている。下から始まった自発的な教育という意義である。

もちろん民権結社すべてが教育機関を設置していたわけではなく、

またその教育機関すべてで法学教育を行っていたわけではない。管見の限り、中等教育機関として、普通教育を行っていた民権結社の方が多い。

そのなかでも法学教育を行っていた結社を少しだけ紹介すると、立志社と並んで、明治初期の代表的な結社として取り上げられることの多い、福島県石川町の石陽社が、青年の政治教育を目的として明治一三、四年頃に設立したとされる「石陽館」がある。「石陽館仮規則」の第二条には「本館ニ於テハ、政治・経済・歴史等ノ諸科ヲ講究ス」とあるが、実は法学教育も行われている。その内容を第四条から拾い上げると、

- 甲 万法精理 利学 社会平権論 思想方法
- 乙 英国文明史 自由原論 国法汎論 民約論 権理呈綱
- 立法論綱 理財原論 代議体論
- 丙 自由之理 自治論 泰西政学 仏国革命 万国政体論
- 政理論 宝 氏 経済論 泰西政史 教育論

とある。研究の便宜を図るために、科員を甲乙丙と三組に分けて、それぞれの内容を学習しているわけであるが、甲には「万法精理」、乙では、「国法汎論」「立法論綱」という法学系教科を見ることができさる。

そのほか、同じく福島県三春町において、こちらも自由民権運動家として名高い河野広中が中心となって設立した教育機関・正道館が、明治一四年一二月に出した館生募集の広告<sup>10</sup>には次のようにあ

る。

#### 広告

本館従来翻訳書二就キ、政治、法律、経済、歴史等ノ学科ヲ研究シ来リ候処、来明治十五年一月九日開業ノ日ヨリ、更ニ漢学科ヲ加ヘ研究候ニ付、広ク有志ノ入館ヲ許ス

なぜ、明治一五年に新たに漢学を学科に加えようとしたのかについても別の意味で興味深い。このように明治一四年以前から、正道館においては翻訳書を使って、政治学・法学・経済学などを教授していたことがわかる。

このように自治体史や自治体教育史は、地域の民権結社の存在、そして活動内容、附置学習機関の存在を明らかにしている一方、法学教育において自由民権運動が果たした意義については、高知以外の地域では従来取り上げられることが少なかった。それは、その存在が短期間であったこと、そして実際に教育が行われていたのかどうかが不明であったことがその理由と考えられる。本稿ではそうした問題点を踏まえたいうえで、大江義塾の法学教育の実態をこれまでの研究成果に拠りながら整理していくことで、今後の研究に繋げていきたいと考えている。

## 2. 明治期における熊本の法曹界

まずは、大江義塾が設立される以前、そしてその活動期における熊本地域の法曹界の状況を確認しておこう。明治期における法学教

育は、司法制度の変遷や実際の法曹界の動きと密接に繋がっているからである。明治九年（一八七六）二月、「代言人規則」の公布により、代言人になるためには、試験を受けて合格し、免許を得なければならなくなった。同年四月には、東京において第一回の試験が実施され、その後も各地で試験が行われたという。結果、この年、全国において一七四名の代言人が誕生したが<sup>11</sup>、熊本県でも熊本県肥後国託麻郡本山村の佐久間英次郎ほか五名の合格者を輩出している<sup>12</sup>。この六名がどのような階層の出身で、どのような出身・経緯を経て、どこで法律を学んで代言人になったのか。また、自由民権運動と関わりがあったのかなどについては不明であり、今後の調査が必要と考えている。

明治一三年にはさらに代言人規則が改正され、「改正代言人規則」と「代言人取扱手続」が公布・施行される。谷正之氏によると、この改正規則には三つの特徴を挙げることができるとい<sup>13</sup>。

- ① 免許代言人は地方裁判所本支庁ごとに代言人組合を設立し、議会を設け規則を制定し、役員を選任する（一四、一五條）。
- ② 免許代言人は代言人組合に加入することを要し（加入強制主義）、組合は組合員を監督の下におき（五條、一七條）、代言人試験は司法省の下にある検事が行う（二六〇二九條）。
- ③ 免許代言人は一通の免許状により大審院以下諸裁判所で代言できる（二三條）。

これにより全国各地で代言人組合が設立されることとなるが、当

然、熊本においても同様の動きを見ることができ。ただし、熊本代言人組合が、残念ながらいつ頃、設立されたのか不明で、現在、熊本県弁護士会に残る資料のなかで、最も古い事例は、明治一七年五月一六日に、熊本代言人組合定期議会を開催して、松山守善を会長に選任したことであるとい<sup>14</sup>。

この松山は蘇峰と深い縁を持つ明治期の熊本を代表する代言人で、徳富蘇峰記念館には、大正期から昭和期にかけて松山が蘇峰に宛てた書簡が五五通も残されている。松山は明治八年、熊本における自由民権運動の先駆けをなしたと言われる「植木学校」の開校に宮崎八郎らと参加、同一年には結社・相愛社の副社長に就任し、『東肥新報』の発刊にも携わっている。明治一五、六年には民約憲法の起草も行っている。蘇峰とともに熊本県下で演説を行ったのもこの頃のことと、晩年、述懐している<sup>15</sup>。この演説については、蘇峰も自伝で「相愛社の連中の誘ふに任せ、演説の為に田舎廻りをなした始めた。時としては月田道春、時としては松山守善、時としては田中賢道氏等が、予の同行者であつた<sup>16</sup>」とある。松山と蘇峰が自由民権運動に深く関わっていたことを示す際によく使用されるエピソードであるが、それ以上に、こうした松山の活動は、自由民権運動期において代言人が具体的に何を行っていたかを知ることのできるエピソードとも言えよう。

以上のように少なくとも明治一七年にはその活動の始まりを確認できる熊本の代言人および代言人組合であるが、その組合員たちも

法学教育および法学普及に一役買っている。それについては後述したい。

### 3. 大江義塾前史と法学教育

本題である大江義塾に入る前に、現在のところ確認できる限りでは、熊本において最も早くから法学教育を行っていたと考えられる学校について触れておく。というのもこの学校と大江義塾の創立

者・徳富蘇峰は深い関わりを持っているからである。明治一二年（一八七九）一二月、横井小楠門下の山田武甫と宮川房之、そして蘇峰の父・徳富一敬の三名は坪井上林町（現・熊本市中央区上林町）に、「共立学舎」という学校を設立した。その目的は和漢書および翻訳書を使って欧米の新知識を習得させることであつた。その設立趣意書と課程表を左に挙げる。

#### 共立学舎設立ノ旨趣

学科	学級
經学	第三級
史学	第二級
法律学	第一級
経済学	
地理学	
理科学	
文学	
数学	
記簿学	
習字	

夫レ学ハ知識ヲ研キ、芸術ヲ磨スルノ具タルハ言フ俟タスシテ明カナリ、然リト雖モ其人能ク徳ヲ修メ、行ヲ正シ、其芸術用ヲ為スニアラザルヨリハ、寧ロ学バサルノ愈レルニ若カザルナリ、本邦外交一タビ開ケシヨリ、西学盛ニ行ハレ、文明日ニ進ミ、物理器械ノ術至ラザルナシト雖モ、修身成徳ノ学行レズ、稍達識百課ノ技芸ヲ究メ、其理ニ通スルモノト雖モ、其ノ行ヒ、或ハ見ルベカラザルモノアリ、是レ他ナシ、修身成徳ノ学ナケレバナリ、而モ彼ノ漢籍ニ陳腐シ、其ノ用ナキガ如キハ論ナキノミ。今茲ニ同志数名相議シ、一小学舎ヲ営ミ、大ニ修身成徳ノ学ヲ講ジ、以テ百課ノ学ニ及ビ、大ニ其ノ才ヲ成シ、其ノ用ヲ為スアラントス、多方ノ同志或ハ之ヲ賛成セバ、独リ同志ノ幸ノミナランヤ、国家誘学ノ際年少向学ノ道ニ於テ小補ナカラザルニ庶幾カラン。

明治十二年十二月十七日

共立学舎総代 徳富一敬

嘉悦氏房

宮川房之<sup>17</sup>

課程表にあるように学科は、経学・史学・法律学・経済学・地理学・理学・文学・数学・記簿学・習字の一〇科。この共立学舎こそ、熊本における初めての近代法学の教育機関と考えられる。修業年限は三年。開校当時の生徒数は八〇名ほどで、最盛期には二五〇名の生徒がいたという。しかし明治一五年以降は、教師も生徒ともに減少していき、一八年には閉校となった。

法学教育の内容としては、教科書などが不明であるため、詳細はわからないが、科目名から類推すると、一年から三年まですべて日本法を学ぶとある。この時期の日本法が何を指すのかは不明であるが、一年次に明清律があるため、近代になって政府が整備しようとしていた欧米を参考にした法律ではなく、古代律令の可能性が高い。というのも日本律や中国律であるならば、徳富一敬のような漢学の素養のある儒学者でも教えることができたからである。

また一年次・二年次にフランス法を配置している点は、当時の明治政府が法律編纂事業においてフランス法をモデルとしていたことと関係していると考えられる。

もう一つ、三年次に、「法律原論」と「万国公法」を配置しているが、明治期の法律教育機関のカリキュラムを見る限り、一年次や二

年次に配当する科目であり<sup>18</sup>、このことからそれほど実務的かつ本格的な法学教育ではなく、法律の大意を教授していた学校であったのだろう。

なお、共立学舎と蘇峰との関係についてであるが、明治一三年末、東京から郷里・熊本に戻った蘇峰は、「別に定りたる職業もなく、家に在つては読書をなし、若くは家事の手伝をなし」ている状況で、「父と与に共立学舎に赴き議論をするのが、その日の仕事のやうであつた」<sup>19</sup>。何を教えていたかは不明であるが、自伝に「予が帰郷より幾何もなく、県立中学校の生徒の中には、予に英書の講読を乞ひに来た者があつた。予は彼等に向てマコレーのエッセー、ワルレン・ヘステンゲや、クライブなどの評伝を講読した」<sup>20</sup>とあるので英書の原本を使った講義を行っていたのであろう。ちなみに「マコレーのエッセー、ワルレン・ヘステンゲ」とは、イギリスの歴史家で詩人でもあつたThomas Babington Macaulay（一八〇〇～一八五九）が一八四一年に刊行したイギリス領インドの初代総督などを務めたWarren Hastingsの回顧録のことで、設立当初の東京大学においても英語のテキストとして使用・刊行されていた<sup>21</sup>。

明治一五年、蘇峰が共立学舎を辞めて大江義塾を設立すると、父である一敬も大江義塾へ移り、漢学を教えるようになった。共立学舎時代の蘇峰を慕っていた生徒たちも大江義塾の設立に伴い、転学したと言われている。その意味では共立学舎を引き継いだのが大江義塾と言えるだろう。

#### 4. 大江義塾の設立と法学教育

蘇峰が学校をつくろうと構想したのは、同志社在学中のことであったという。また共立学舎で教えていた時期にも、そのあり方が「何となく歯がゆい様な感」を持ち、「自ら学校を起して見度いと云ふ様な感が、帰郷勿々湧いて来た」<sup>22</sup>と述べている。その設立理由を杉浦ちなみ氏は先行研究を整理し、三つ挙げている。「第一に徳富家の家計立直し、第二に猪一郎の「学校」に対する興味、第三に熊本の自由民権運動への関与」<sup>23</sup>というものであった。

このような状況のなか、蘇峰が熊本県に対して「私立変則中学校設置伺書」<sup>24</sup>を初めて提出したのは明治二五年（一八八二）三月のことである。教則は以下の通りで、

本塾ノ目的ハ、青年ノ子弟ヲシテ専ラ知徳ノ發育ヲ誘掖センガ為、和漢洋ノ書ニ就テ普通学科ヲ兼学セシメ専門科ノ階梯タルヲ以テ目的トス

若者や年少者を対象にした専門教育への橋渡しの役割を果たす学校、まさに「変則中学」という中等教育機関を構想していたことがわかる。ただし、この時点では、どのような専門学科を想定していたかは不明である。伺書には別表に学科課程を記した旨が書かれているがその別表が残っていないからである<sup>25</sup>。伺書から見ることでできる専門学科としては「理学」のみである。法学は見当たらない。

また、同年九月六日の熊本新聞に掲載された開校を知らせる広告

には、「本校ハ邦語并ニ英語ヲ以テ、物理・文学・歴史・修身・経済・心理学等ノ普通学科ヲ教授」すると書かれている<sup>26</sup>。ここでも設立当初は、法学教育を想定しなかったことがわかる。蘇峰自身は明治一四年二月に記した「学問の目的」と題した文章では「第一史学、第二文章学、第三経済学、右の通りに相定め候也。一切無用の読書を禁ず」<sup>27</sup>とあるように、史学・文章学・経済学を習得することを第一義としており、そのなかに法学は入っていない。では蘇峰は法学教育に全く関心を持っていなかったのであろうか。実態を知るために、当時の生徒の声を紹介しよう。

（前略）本校は邦語及び英語を以て普通学を教授する処なるが、現今の有様を以てすれば物理学もなし、修身学もなし、経済学もなし、政治学もなし、心理学もなし、何も蚊も欠けて居れば、少し受業料を減じては如何（後略）<sup>28</sup>

もう一つ、別の生徒の声を紹介する。

是レ迄校長兼教員殿ノ活眼ヲ以テ今日ノ必要ト思レシヤ、英国憲法史ヲ攷々トシテ不怠口授ナシ下レ、実ニ必要ナラン、実ニ御勞心ヲ謝ス。乍然誰モ憲法史ノ有益ヲ知ラズ。大ニ校長兼教員ノ意ニ齟齬致シ、実ニ無知ヲ憂フ。故ニ何カ見易ニ有ラズトモ宝氏経済書ノ如キハ各熱心之様子ニテ、教員君ヨ、意趣ヲ取レバ成ルコト不難ヲ以此ニ果斷アレ。シカシテ幸ナラン<sup>29</sup>

この二つの生徒の声は、大江義塾が設立された明治一五年から

九ヶ月が経った一二月に発行された『大江義塾雑誌』の「雑報」に

掲載された記事である。前者は「財産困難生」からの投書、後者は「有志稿」とあり、どちらも名前はない。

前者の投書は、開校広告に記された「物理・文学・歴史・修身・経済・心理学」の授業がほとんど行われていないことに対する苦情、後者は「財産困難生」の話と違って、徳富が「英国憲法史」と「宝氏経済書」を講義していたことが書かれている。花立氏は前者の話については、後者と話が食い違っているため、疑義を投げかけている<sup>30</sup>が、前者の話は、逆に言えば、「物理・文学・歴史・修身・経済・心理学」のうち、普通学と文学に入れていた学校と考えることもできる。

もう一点、後者の話は、大江義塾が設立当初より法学に関わる科目を取り入れていたことを示していると同時に、当時の熊本地域の若者たちが法学教育より経済学教育の方に魅力を感じていたことを示している。

蘇峰が講義した英国憲法史の内容については、講義録が残っている。花立氏は「今日の大学以上の講義内容といっても差し支えはないであろう」と高く評価しており、バジヨットの『英国憲法論』、ハラムの『憲法史』、マコーレーの『英国史』などが種本になっているのだろうと指摘している<sup>31</sup>。

もう一冊、名前が挙がっている「宝氏経済学」も当時、日本で人気を博した経済書で、明治一〇年に慶応義塾の教員であった永田健助が翻訳して刊行された。内容は英米の自由主義経済学の仕組みや

概要を紹介したもので、イギリスの婦人参政運動家としても知られる Millicent Garrett Fawcett（一八四七―一九二九）が原作者である。日本において初めて組合活動を紹介した本としても知られている。

明治一五年とえば、東京において私立法律学校が次々と誕生し、法学教育熱が高まっていく時期である。しかし熊本においては、まだ法学への関心が低かったことを物語っている。

しかしそうした状況にも関わらず、蘇峰は大江義塾において、正式に法学教育を規則のなかに組み込んだ。明治一八年のことである。同年一月に熊本県に提出した「私立大江義塾規則改正伺書」<sup>32</sup>の教則を以下に掲げる。

本塾ノ目的ハ、青年ノ子弟ヲシテ専ラ知徳ノ發育ヲ誘掖センガ  
為メ、和漢洋ノ書籍ニ就テ専ラ邦語ヲ用ヒテ、政治・経済・法  
律・修身・地理・歴史・物理・算術・文学等ノ一斑ヲ教授シ、  
旁ラ英語科ヲ設ケテ有志ノ生徒ヲシテ之ヲ兼脩セシム

ここで設立当初の「普通学科ヲ兼学セシメ専門科ノ階梯タル」学校から、「政治・経済・法律・修身・地理・歴史・物理・算術・文学等ノ一斑ヲ教授」する学校になったのである。新たに政治と法律、地理と算術が加わり、心理学が除かれている。

教育内容のレベルが上がったことを示すのは「入学生徒ノ学力」である。明治一五年の「伺書」には、「満十四年一月以上、中学年齢」および「普通中等小学校」を卒業した者で、かつ「日本外史、

物理全誌ヲ讀ミ得ル者」であれば入学できると書かれているが、明治一八年の改正によって、年齢と資格は明治一五年と同様であるが、学力が左のように変更されている。

入学生徒ハ、日本外史・十八史略・皇朝史略・通鑑攬要等ヲ講讀シ、算術ハ粗分数比例ノ一斑ヲ窺ヒ、且普通ノ記事・論説文ヲ綴リ得ル者ニ限り、而シテ当分予科ニ於テ学力ヲ試ミ、優等ナル者ハ年月ヲ顧ミズ、直ニ本科ニ昇級セシム。

但シ、夜学生ハ只漢籍ノ素読ニ堪ユル者ハ之ヲ許ス  
夜学生については、漢籍の素読ができれば良いとあるが、昼間学生については、日本および中国の歴史に精通しているだけでなく、算術は分数や比例ができること、そしてある程度の文章が書けることなど、入学に際する学力水準がはるかに上がっていることがわかるだろう。

さらに明治一八年に改正された規則を見てみよう。

#### 大江義塾規則（明治十八年一月改正）

##### 第一条

本校科目ハ政治・経済・法律・文学ノ四科トス。

##### 第二条

政治・経済・法律及び文学ノ教授ハ教師邦語ヲ以テ講義シ、学生ヲシテ之ヲ筆記セシム。

但シ、已ニ翻訳書備ハルモノハ其書ニ依ルコトアルベシ。

##### 第三条

政治・法律・経済・文学四科ノ修業期限ハ三周年ト定ム。

##### 第四条

本科ノ外ニ英学科ヲ設ケ、有志ノ学生ヲシテ正科ヲ研究スルノ力ヲ養ハシム。

##### 第五条

本校ハ本科ノ外ニ予備科ヲ置キ、中学科程ヲ授ケテ、以テ本科ニ入ルノ楷梯タラシム。

##### 第六条

更ニ科外ナルモノヲ設ケ、本科々目中、又ハ其他ノ書籍ヲ講述シテ、晩年生ニ教授ス。

##### 第七条

本校科目ノ書籍ハ、時宜ニ依テハ取捨増減スルコトアル可シ。

##### 第八条

総テ入学ノ時ハ必ラズ親戚、或ハ身元慥ナル者ヲ保証人ニシ、其保証状ヲ持参セシム。

##### 第九条

入学ノ者ハ束脩トシテ即日金壹円ヲ納ム可シ。

##### 第十条

本校生徒ハ、毎月十五日迄ニ受業料トシテ五十銭ヲ納ム可シ。

##### 第十一条

本校生徒ハ、塾費トシテ毎月十五日迄ニ、留學生八十銭、通學生ハ五銭ヲ納ム可シ。

二年生	一年生	
スペンサー氏 制度学 トークウエル氏 米国共和論 バゼホット氏 英国憲法論 ウルジー氏 政治学 周官 幾何	スチユデント 英国史 スチユデント 仏国史 ゼホン氏 論理学 ノルトホフ 政治論 管子 代数	政治
ボーエン氏 米国経済書 貿易論 貨幣論 銀行論 幾何	全上 英国史 全上 仏国史 全上 論理学 ホーセツト氏 経済書 代数	経済
法理論 仏国民法 契約法 日本法律 幾何	全上 英国史 全上 仏国史 全上 論理学 法律原論 代数	法律
ギゾー氏 文明史 希臘史 心理学 スペンセル氏 世態学 オンドルウード 英文学 左伝 才子古文 源氏物語	全上 英国史 全上 仏国史 全上 論理学 フリーマン氏 欧洲史 史記 八家文 日本文範 孟子 クエツケンブス氏 脩辞学 代数	文学

予科科目〔年限ヲ定メズ〕  
(略)  
本科科目

三年生	二年生
ハラーム氏 英国憲法史 ミル氏 代議政体論 ベンザム氏 立法論 リーバー氏 政経 書経 三角術	
ミル氏 経済原論 為替論 国債論 租税論 三角術	
ベンザム氏 立法論 売買法 会社法 保険法 三角術	
マコーレ氏 英国史 哲学史 スペンサー氏 道德之原理 カライル氏 文集 中庸(後) 大学(前) 易経 古今集 三角術	論語 マコーレ氏 文集 幾何

英学科目  
(略)

以上が、新たな規則であるが、講義は日本人が日本語で行い、それを生徒が筆記するとある。当時の東京の私立法律学校と同様の方が採られている。カリキュラムを見てわかる通り、大幅に変化していることがわかるだろう。この年を花立氏は、創立以来の困難な時期を乗り越えた「大飛躍の年であった」<sup>33</sup>と述べている。蘇峰はこの規則改正に先立つ明治一八年一月七日の熊本新聞に広告を出している。

当校開業以来、増益隆盛ニ赴候間、今般更ニ規模ヲ拡張シ、教

師ヲ増加シ、規則ヲ改正シ、学科ヲ別チテ本科・予科・英学科・夜学科ノ四科トシ、本科ハ邦語ヲ以テ高等中学ニ相当スル高尚ナル政治・経済・文学ノ三科ヲ教授シ、予科ハ邦語ヲ以テ本科ニ入ルノ予備タル簡易ノ学科ヲ教授シ、英学科ハ重ニ英語ヲ習熟セシメ、兼テ歴史・文学・物理・政治・経済・美術ヲ教授シ、又夜学科ハ適當ノ訳書及漢籍・算術ヲ教授シ（後略）

一月五日 託麻郡大江村 大江義塾幹事<sup>34</sup>

この広告は一週間にわたって掲載された。新たな改革を行った大江義塾を周知し、生徒を募集しているわけであるが、本稿の関心から見ていくと、ここでも本科は政治・経済・文学の三科のみとなっており、法律の名前を見ることができないのである。いかに蘇峰が大江義塾における法学教育を重要視していなかったかを見ることが出来る。そのことを示すかのように明治一九年の学科課程表<sup>35</sup>を見ると、学科には政治・経済・法律・修身・歴史・文学・算術・理科と八科が書かれているが、法律の欄には科目が書かれていない。このことを法律科の閉鎖ととるのであれば、大江義塾における法学教育はわずか一年ほど姿を消したことになるのである。

もう一点、それを示すものが出席簿である。大江義塾には明治一九年の出席簿が残っており、そこには生徒が履修した科目名が書かれている。そこには、法律科に関する科目が「自由原論」ぐらいしか見当たらない。しかも「自由原論」は政治科の科目とも考えられ、そうであるならば、同年には一切、行われなかったということ

になる。大江義塾において法学教育はどのような意味を持っていたのか、熊本地域におけるその他の法学教育とあわせて改めて考えてみる必要があるだろう。

## 5. 大江義塾における法学教育の特徴

ここでは、カリキュラムから大江義塾の法学教育の特徴を考えていく。前章で述べたように当然、このカリキュラムがそのまま実施されたかどうかは不明であるし、おそらく実施されていないと考えべきであろう。しかしカリキュラムから、少なくとも蘇峰がどのような法学教育を想定していたかは知ることができる。大江義塾が法学教育を本格的に採り入れようとした明治一八年（一八八五）という年は、すでに全国各地で法学教育が行われており、東京では「五大法律学校」と呼ばれた現在の法政大学・専修大学・明治大学・早稲田大学・中央大学が出揃った時期である。蘇峰のもとにもそうした学校の情報が少なからず入っていたと思われる。

花立氏もすでに指摘しているが、大江義塾の教育の特質の一つとして当時の熊本県下の県立中学にはない学科として政治・法律・論理が設置されていたことを挙げている<sup>36</sup>。大江義塾が論理学で使用していた教科書は「ゼホン氏 論理学」である。この書籍は、イギリスの経済学者・論理学者William Stanley Jevons（一八三五―一八八二）が一八七六年に刊行した『Logic』の翻訳書のことである。この本が明治期の論理学啓蒙に与えた影響は非常に大きく、なかで

も、戸田欽堂、桑田親五、和田萬吉という三人の翻訳書が有名であるという<sup>37</sup>。

論理学は、民主政治における議論や討論の際に欠かせない学問として、多くの高等教育機関のカリキュラムで採り入れられていた。明治一〇年に設立された東京大学法学部の学科課程にも第一年次に「論理学」が配置されている<sup>38</sup>。大江義塾では政治・経済・法律・文学の全四科の一年次に配置していることから、蘇峰が「論理学」をいかに重視していたかを知ることができる。

もう一点、論理学と並んで、大江義塾の全四科の生徒すべてに履修を義務づけているのが「代数」「幾何」「三角術」である。これは他の法律教育機関でほとんど見ることができない。大江義塾の特徴の一つと言えるだろう。ここにも算術を重要視している蘇峰の教育方針を見てとれる。

明治一八年に規則を改正した際、入学者の学力に「算術ハ粗分数比例ノ一斑ヲ窺ヒ」と課したことはすでに述べた通りである。カリキュラムを見れば、その理由は一目瞭然であった。

では、「代数」「幾何」「三角術」は、算術教育のなかでどのよう位置付けられるのか。明治期、中学校で教えていた数学は初等代数・初等幾何・三角法であった。三角法とは、三角形の辺と角の関係の研究を基礎として、測量などに応用できる数学の一分野のことである。高等教育においては、最終的には微分積分までを習得することが目標とされていた<sup>39</sup>。明治一四年に公布された「中学校教則

大綱」の第三条・第四条には以下のようにある。

第三条 初等中学校ハ修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地理、歴史、生物、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及唱歌、体操トス

第四条 高等中学校ハ初等中学校ノ修身、和漢文、英語、記簿、図画及唱歌、体操ノ続ニ、三角法、金石、本邦法令ヲ加へ、又更ニ物理、化学ヲ授クルモノトス<sup>40</sup>

このように「代数」「幾何」は初等中学校、「三角法」は高等中学校で学ぶべき科目とされている。数学教育の点から見ると、大江義塾を中等教育機関と見ることは可能であるが、この大綱にあるように、政治や法律は中学校の教科ではなく、高等教育機関において専門教育として行われる。ここに、大江義塾が「高等中学ニ相当」する教育を行うと明記しながらも他の学校とは違った教育を行おうとしていたことを見ることができよう。

法学教育に特化して見てみると、一年生では「法律原論」を配置している。どのような教科かという点、明治一二年、東京大学法学部の教員であったHenry Taylor Terry（一八四七～一九三六）が刊行した『法律原論』には、この書籍は「法律ノ門ニ入ル学生ノ為メニ著ス所ナリ」とある。法律原論とは、法律入門講座というわけである。この本を使ったかどうかは不明であるが、教科の意義としては同様と考えて良いだろう。

二年次になると、「法理論」「仏国民法」「契約法」「日本法」を学

ぶ。「契約法」も多くの法学教育機関のカリキュラムに配置される教科で、専修学校では一年次に配当している。その意義について、明治二〇年一月二七日の東京日日新聞に掲載されている当時、東京大学の法科大学の助教授だった土方寧が刊行した『英国契約法』の書籍広告には、「契約法ハ、各国法律中首意ヲ占メ、諸般ノ取引約定ニ付最モ必要欠ク可ラザルモノ」とあるように、法律を学ぶうえで重要な法であることが強調されている。

そのほか、明治政府は当初からフランス民法を積極的に採り入れ、法典編纂を進めており、明治三年に公布された旧民法の起草にあたって最も参考としたのはフランス民法典であった。蘇峰が「仏国民法」を教科に採り入れても何ら不思議ではない。

三次次では「売買法」「会社法」「保険法」といった個別法のほかに「ベンサム氏立法論」を学ぶ。ベンサムとはイギリスの哲学者 Jeremy Bentham (一七四八～一八三二) のことで、功利主義の創始者として著名な人物である。江村栄一氏によると、「自由民権思想のよりどころは、ミルの自由論・代議政体論、ベンサムの最大多数の最大幸福論、スペンサーの権利論、ルソーの社会契約論などであった」<sup>41</sup>とある。また、私擬憲法の一つ「五日市憲法」をかつて所蔵していた深沢家の蔵書(あきる野市所蔵)にもベンサムの『立論綱』がある<sup>42</sup>ことから、自由民権運動に関わる人々にとってベンサムは必須の書であったことがわかる。

そのほか、大江義塾本科における法学の教科書と考えられるのは

左の書籍である。

英国憲法論	一八七八年	英国ベシホット著
法律原論	一八七八年	英国オスチン著
法理論	一八六九年	英国オスチン著
立法論	一八七〇年	英国ベンサム著
英国史	一八七八年	英国クリン著
仏国史	一八七八年	米国クエケンブス著
憲法史	一八六五年	英国ハラム著 <sup>43</sup>

教科書に関しては、フランスではなく、イギリスやアメリカの学者の書籍を使用している。『法律原論』『法理論』の著者 John Austin (一七九〇～一八五九) はベンサムの功利主義の影響を受け、法実証主義の創始者として著名な法哲学者である。

『仏国史』の著者 George Payn Quackenbos (一八二六～一八八一) は、英文法書や歴史書を多く手掛け、明治期において広く教科書として使われた人物で、『憲法史』の著者 Henry Hallam (一七七七～一八五九) は、一八二七年に刊行した『The Constitutional History of England』は「ホイッグ党支持者としての偏りが強いが、初めてイングランド政治制度に首尾一貫した法的解釈を施した試みとして評価されている」<sup>44</sup>という。このように大江義塾で使用されていた教科書も当該期において多くの学校で使用されていたもので、熊本という地域的な特色を見ることはできないが、カリキュラム、そして教科書も東京を含めた他地域に決して劣るものではない。

かったと言つて良いだろう。

今回取り上げなかったが、大江義塾では課外活動も行っている。

講習会は毎月三回、うち一回を討論会、二回を読書会、あるいは研修会にしている。この内容について、どこまで法学教育・普及に関わるものがあつたのか。この点も今後の課題としたい。

## 6. 熊本代言人組合による法学普及活動

大江義塾ではあまり花開くことのなかったと考えられる法学教育であるが、熊本地域全体が同傾向にあつたのだろうか。『熊本県弁護士会史』を紐解くと、大江義塾が活動した時期、明治一〇年代後半から二〇年代前半にかけて、熊本代言人の組合員が中心となつて研究会や討論会を開催したり、学校を設立して法学教育を行つたことが書かれている。残念ながら出典がないため、何を根拠資料としているかは不明で、こちらも今後の調査が必要となるが、当期における熊本の法学普及のあり方を考えるうえで重要であるため提示する。

明治一七年（一八八四）七月、熊本代言人の有志による第一回目の法律研究会が忘吾社において開催された。忘吾社は、明治一三年八月、実学派・学校党・相愛社・敬神党などの各党派の協力組織として設立された団体<sup>45</sup>で、蘇峰も会員であつた。このことは各派それぞれ主義主張があつたにせよ、法律研究については、その必要性を強く感じていたことを示している。

明治一九年五月には、代言人・有吉立愛らが中心となつて「東肥法学会」という法律専門学校が設立された。中川壽之氏によると<sup>46</sup>東肥法学会は明治一八年三月、有志たちが有吉邸に集まつてフランス民法の講読会を開いたことに始まるという。当初、旧藩士たちの集まりであつたが、広く会員を募るために、同年八月に名称を東肥法学会とした。法学教育だけでなく、英学と文章学からなる普通科も設置。法学教育としては、科目として刑法、民法草案人事編、民法草案財産編・法理論などがあつた。この学校がその後、熊本法律学校へと繋がつていくのである<sup>47</sup>。

そのほかにも法学教育を行つていた学校があつた。明治一九年九月、明道館は新たに法律学科を設置し、生徒五〇名を募集した。講師は熊本代言人組合員が担当したという。また、明治二二年二月、代言人である城野琢磨を館長として、日本および欧米の法律・政治の学理を研究することを目的に「政治学館」が設立されている。講師には代言人だけでなく、判検事や公証人が務めたとあり、まさに熊本法曹界による法律学校と言えらるだろう。

さらに、城野琢磨ほか代言人たちが発起人となつて、明治一九年に第一回の法律演説討論会も開催されている。その演題を左に挙げておく。

法律と社会改良の関係

賭博と保険

法律は死物なり

千田精一

上村万次郎

糸永晃

法律は世の開明に伴はざる可らず 大田黒暢暢

以上のような代言人たちによる活動については、これまで十分に明らかになっていない点多々ある。さらにこうした動きに蘇峰および大江義塾の講師・生徒たちは関わりを持っていたのかも含めて今後は考えていく必要があるだろう。

おわりに

明治一〇年代から二〇年代にかけて、熊本において種々の形態や規模の大小はあったにせよ、法学教育を含む法学普及活動を行うおとした人々がいたことは間違いない事実である。本稿では徳富蘇峰が創立した大江義塾を中心にその意図（実態と言えるかどうかは不明）を見てきた。研究ノートであるため、数多くの今後の課題を提示することになったが、最大の問題は、当該期の法学教育や法学普及活動がどのように受け入れられたか、もしくは受け入れられなかったのか、であろう。需容はあったのか、と言い換えても良い。その点、大江義塾の法学教育が熊本の若者たちに受け入れられたと言いきなり確認できた。

花立氏の研究<sup>48</sup>による塾生の卒業後の進路を見ると、東京専門学校（現・早稲田大学）への進学者が一九名いる。おそらくほとんどは法学ではなく、文学方面に進んだものと思われる。純粹に法律学校に進んだものは明治法律学校（現・明治大学）の上野常治一名のみであった。上野はその後、弁護士になっている。法曹関係者

は現時点の研究成果ではほとんどいない状況である。

しかし重要な点は、蘇峰自身がそれほど法学教育に重点を置いていないにも関わらず、少なくとも一時期においては、法学教育を大江義塾に採り入れようとした点にある。熊本地域において法学教育が行われていたことは、代言人たちの活動を見ても明らかであるし、山鹿市には明治一三年（一八八〇）に「法律講習所」<sup>49</sup>が、八代市には明治一九年に「郁水学舎」<sup>50</sup>が設立され、それぞれ法学教育を行うおとした。需容がなかったとは考えにくい。

ただし明治一〇年代から二〇年代という時期の法学教育、特に私立の場合は代言人をめざす若者たちに対する教育を行う学校がほとんどで、自由民権運動との関わりが薄くなっていく時期でもあった。その意味で大江義塾と自由民権運動との関わり、そして法学教育の意義を改めて考えていく必要があるだろう。

近年、大江義塾の研究については、花立氏の研究からもう一歩進めて、新たな問題提起もなされている。石倉和佳氏は、これまでの大江義塾の研究には、同塾の経営に深く関わっていた阿部充家の考察がない点、さらに、明治一二年の教育令から一九年の中学校令までの教育関連法案や明治一六年の徴兵令改正が大江義塾の運営にどのような影響を与えたのが考察されていない点<sup>51</sup>が課題であるとしている。大江義塾についての研究の余地はあると考えている。

さて、本稿では、法学教育に視点を置いたため、紙幅の関係上、設立の前提となる熊本地域における政治的背景や蘇峰の思想的背

景、さらには大江義塾の全体像についてはほとんど触れていない。その点については最初に先行研究を挙げたことをご容赦願いたい。課題の残る内容ではあるが、今後、調査を行うことで解明を進めていきたいと考えている。大江義塾を含めた明治期の熊本における法学教育についての資料情報をお持ちの方がいれば、ぜひご教示いただきたい。

〔附記〕

本稿は、平成二八年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（課題番号16K03060）「近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明」および平成二九年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（課題番号17K03324）「明治・大正期の私立法学教育機関における実務家教員の基礎的研究」の成果の一部である。

なお、後者の研究代表者である高木侃氏が平成三〇年（二〇一八）十一月二二日に急逝された。二〇一九年度は氏も同行して大江義塾に関する本格的な調査を予定していたが残念ながら叶わなかった。心よりご冥福をお祈りする次第である。

【註】

1 『法政大学百年史』（法政大学 一九八〇）P4

2 『法政大学百年史』では、法政大学と専修大学、そして明治大学

の開校年を明治一三年としているが、明治大学のホームページに掲載されている「明治大学の歴史（年表）」<https://www.meiji.ac.jp/koho/information/history/chronology.html>に「明治一三年一月に「明治法律学校開校」とある。

3 先行研究については、拙稿「明治初期の東京における私立法律学校について―現存しない法律学校の史料紹介も兼ねて―」（『専修大学史紀要 第一〇号』専修大学大学史資料課 二〇一八）に簡単にまとめているので、参照いただきたい。

4 花立氏は大江義塾に関する多くの論文や著作物があるが、代表的なものとしては、『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』（三一書房 一九七八）、『大江義塾』（ぺりかん社 一九八二）、『徳富蘇峰と大江義塾』（ぺりかん社 一九八二）がある。本稿もこの花立氏の研究成果に多いに拠った。

5 色川大吉『徳富蘇峰論（一）』（二）』（『歴史評論 第九四号、第九六〜九七号』校倉書房 一九五八年）、鹿野政直「一民権私塾の軌跡―大江義塾の小歴史―」（『思想 第五三六号』岩波書店 一九六九）など

6 「明治10年代における中学校の整備について」（『東京大学教育学部紀要 第一五号』東京大学 一九七六）、「私塾「大江義塾」の教育活動とその特質」（『教育学研究 第四四卷第一号』日本教育学会 一九七七）

7 外崎光広「高知における法学教育―明治前期法学教育の一資料として―」(『法律時報 第二九卷第四号』日本評論社 一九六七)ほか、高知における法学教育については、阿部裕樹「法学普及からみる高知法律学校創立前後の動向」(法律学校研究会編『法律学校研究会成果報告書』JSPS科研費16K03060助成)近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』(1019)を詳し。

8 中村吉三郎「自由民権法学の由来―日本における法学発達史の一断面―」(『早稲田法学 第三〇卷』早稲田大学法学会 一九五五)

9 『福島県教育史 第一巻』(福島県教育委員会 一九七1) p335

10 『福島県教育史 第一巻』 p340

11 谷正之『弁護士の誕生』(民事法研究会 11011) p45～49

12 『熊本県弁護士会史』(熊本県弁護士会 一九八六) p6

13 谷正之『弁護士の誕生』 p55

14 『熊本県弁護士会史』 p10

15 松山守善「松山守善自叙伝」(『日本人の自伝2』(平凡社 一九八二))

16 徳富猪一郎『蘇峰自伝』(中央公論社 一九三五) p145

17 『肥後文教と其城府の教育』(熊本市教育委員会 一九五六) p48

18 例えば専修学校が修学年限を二年から三年に変更した明治一六年

の課程表を見ると、「法律原論」にあたる「法律初歩」は一年前期に、「万国公法」は二年前期・後期に配置されている。

19 徳富猪一郎『蘇峰自伝』 p144

20 徳富猪一郎『蘇峰自伝』 p151

21 川戸道昭「明治時代の英語副読本(一)」(『英学史研究 第二七号』日本英学史学会 一九九四)

22 徳富猪一郎『蘇峰自伝』 p150

23 杉浦ちなみ「第一章 徳富猪一郎の「大江義塾」(地域文化研究会編『地域に根ざす民衆文化の創造―「常民大学」の総合的研究―』(藤原書店 11016) p21

24 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』 p336

25 花立三郎『大江義塾』 p93

26 花立三郎『大江義塾』 p93

27 徳富猪一郎『蘇峰自伝』 p149

28 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』 p527

29 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』 p528

30 花立三郎『大江義塾』 p95に、「出発当初の学科課程の学科には、経済・修身・歴史の三学科があったことは確実である」と述べられている。

31 花立三郎『大江義塾』 p141

32 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』 p338

33 花立三郎『大江義塾』 p53

- 34 花立三郎 『大江義塾』 p53～54
- 35 花立三郎 『大江義塾』 p111
- 36 花立三郎 『大江義塾』 p105
- 37 清水真一 「明治前期における論理学移入事情瞥見」ジェボンズの Logic の翻訳を通して」(『国際文化論集 第四七号』桃山学院大学 二〇一三)
- 38 『明治大学百年史 第三卷 通史編Ⅰ』(学校法人明治大学 一九九一) p146
- 39 公田蔵 「明治前期における「西洋高等教学」の教育(数学史の研究)」(『数理解析研究所講究録 第一五四号』京都大学数理解析研究所 二〇〇七)
- 40 『学制百年史 資料編』(文部省 一九七二) p126
- 41 『日本大百科全書 一』(小学館 一九八六)の「自由民権運動」の項目より
- 42 あさる野市デジタルアーカイブズの「深沢家文書の検索」(<http://archives.library.akiruno.tokyo.jp/database/index.php>)
- 43 『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』p342～343
- 44 『世界大百科事典 二二』(改訂新版第六刷 平凡社 二〇一四)、「ハラム」より
- 45 新藤東洋男 「紫溟会の政治思想―明治一〇年代の保守主義政党―」(『法政史学 第一五号』法政大学史学会 一九六二)
- 46 中川壽之 「九州地方の私立法律学校」(法律学校研究会編『法律学校研究会成果報告書【JSPS科研費16K03060助成】近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』(二〇一九)に詳しい。本稿の執筆にあたって参考にさせていただいた。
- 47 熊本法律学校における法学教育の実態や意義については、中川壽之「明治二〇年代における法学教育の地方普及の実態について―熊本法律学校を事例として―」(法律学校研究会編『法律学校研究会成果報告書【JSPS科研費16K03060助成】近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』(二〇一九)に詳しい。
- 48 花立三郎 『大江義塾』p219～251
- 49 『熊本県教育史 上巻』(熊本県教育会 一九三二) p678
- 50 『熊本県教育史 中巻』(熊本県教育会 一九三二) p296。なお、中川壽之「九州地方の私立法律学校」(前掲書)に明治前期の熊本地方において法学教育が行われていた学校の一覧が掲載されている。
- 51 石倉和佳 「徳富猪一郎と阿部充家―大江義塾を中心として―」(『熊本史学 第九九号』熊本史学会 二〇一八)